

保有個人情報開示決定等審査報告書

令和5年11月24日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市個人情報保護審査会  
会長 久保博道

令和5年5月9日付けで諮詢された保有個人情報の開示決定等に対する審査請求について、次のとおり報告します。

審査請求に係る 保有個人情報の内容	審査請求人の長男の金銭（経済的）虐待に関する調査関係書類一式
審査の結果	実施機関が、審査請求人からの保有個人情報開示請求に対して一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

## 第1 審査請求の経過

- 1 令和4年5月12日、審査請求人は、審査請求人の長男（以下「本件本人」という。）の金銭（経済的）虐待に関する調査関係書類一式（以下「本件個人情報」という。）を対象として、保有個人情報開示請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 令和4年6月23日、原請求につき、実施機関による一部開示決定【大和市指令第1059号】（以下「原処分」という。）がなされた。
- 3 原処分において不開示とされた情報（以下「本件不開示部分」という。）及び不開示とした根拠は次のとおりである。
  - (1) 開示請求者を除く当該施設職員の氏名等の個人情報  
大和市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第19条第2号
  - (2) 当該施設職員等からの聞き取り内容及び聞き取りを実施した市側の聞き取り内容に対する主観的評価に係る部分  
条例第19条第5号
  - (3) 開示請求者からの聞き取り内容の一部  
条例第19条第1号
- 4 原処分の通知書面において、実施機関は、令和4年6月28日を開示手続日として指定したが、審査請求人は開示場所である大和市役所に来庁しなかった。
- 5 令和5年4月4日、審査請求人の求めに応じ、開示手続が実施された。
- 6 令和5年4月6日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

## 第2 審査請求の趣旨

原処分のうち上記3の(2)(3)を不開示とする部分を取消し、同部分の開示を求める。

## 第3 当事者の主張

### 1 審査請求人の主張の要旨

原処分における本件不開示部分の(2)(3)については実施機関が理由とする支障を及ぼすおそれはない。

### 2 実施機関の主張の要旨

審査請求人は、自らの子の虐待認定に関し、実施機関の職員の対応が審査請求人の意に満たないことを理由に、複数回、長時間にわたり苦情を内容とする電話をかけ、対応した職員は虐待調査という非常に緊張感のある業務のみならず、当該苦情電話対応の報告にも時間を取られることとなり、実施機関において事務事業の円滑な実施に多大な影響を及ぼした事実がある。

仮に本件不開示部分を開示した場合、審査請求人がその内容に不服を唱え、先述と同様の行動を起こし、実施機関において事務事業の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあることが容易に想定できる。

また、審査請求人は、複数回にわたり、本件施設に対しても苦情電話をかけ、本件

施設の運営に多大な影響を及ぼした事実があり、仮に本件不開示情報を開示した場合、実施機関と本件施設との間の事務事業の公正かつ適正な実施に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから本件不開示部分は条例第19条第1号及び第5号に該当するものである。

#### 第4 当審査会の判断

##### 1 本件審査請求の手続に関する適用法令

原請求は、令和5年3月31日以前になされているところ、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例附則第4項による経過措置規定により、本件審査請求に関する手続にはなお条例（前同日廃止）が適用されるので、本件審査請求は、条例に基づきこれを審査し、判断することとする。

##### 2 本件審査請求の適法性について

###### (1) 審査請求期間の経過及び「正当な理由」の有無について

ア 本件審査請求手続に適用される行政不服審査法（以下「行審法」という。）は、審査請求の期間として「処分があったことを知った日の翌日」を起算点として3か月とする定めを置く（同法第18条第1項本文）。しかるに、本件では、令和4年6月23日付で原処分がなされているところ、審査請求は令和5年4月6日になされている。

そこで、本件において審査請求期間を満たしているか、仮に審査請求期間を経過していても、救済措置としての「正当な理由」（行審法第18条第1項ただし書）が認められるかが問題となる。

イ 「処分があったことを知った日」とは、処分を記載した書類が郵便により被処分者の住所に配達されるなどして、社会通念上処分のあったことを被処分者が知り得べき状態に置かれたときは、特別の事情のない限り処分のあったことを知ったものと解される。本件では、実施機関は原処分の通知書を原処分後に直ちに普通郵便にて審査請求人に送付しており、配達日を証するものはないものの、我が国の郵便制度の実情からすると、原処分日である令和4年6月23日から数日の間に審査請求人に配達されているものと推認することができる。

よって、遅くとも同年6月30日には審査請求人は、社会通念上処分のあったことを知りうべき状態に置かれたものと認めることができ、これを覆す事情は見当たらない。よって、審査請求人は、上記同日に原処分のあったことを知ったものと解する。

ウ 次に、上記「正当な理由」の存否について検討すると、審査請求が原処分のあったことを知つてから所定の期間内になされなかつた理由若しくはその事情について、審査請求人から申告や説明はなく、その他その理由をうかがわせる事情もない。従つて、本件審査請求の期間の経過につき正当な理由はないものといわざ

るを得ない。

他方、本件について次の事情を認めることができる。

実施機関は、原処分によって開示することとした部分の審査請求人への写しの交付の日(開示日)を原処分の日の5日後の6月28日に指定して、原処分を通知したところ、審査請求人は当日来庁せず、開示手続が終了しなかった。その後実施機関は、開示の実施のため審査請求人との間で若干の連絡をとったが、間もなく連絡が途絶えたこともあるて、あらためて、開示手続のための事務を進めることはなく、また、法定の原処分通知書上の教示以外に審査請求やその期間に関する説明を、口頭による方法を含めてすることはなかった。

また、審査請求人は、開示が実施された令和5年4月4日の2日後に本件審査請求をしており、写しの交付によって本件不開示部分を具体的に知って直ちに不服の意思を固め、請求に及んだものと推認される。

そして、実施機関は、本件審査請求が一見すると不適法であることが明白ともいえるにもかかわらず、その点を問題にすることなくそのまま受理して手続を進め、弁明にあたってもその点の指摘をせずに、当審査会に審査を諮問している。

以上の経緯によれば、実施機関は本件個人情報の開示手続の実施について、ほぼ9か月間にわたって実質的に放置していたと評価されてもやむを得ない事情にあり、審査請求制度にかかる情報の提供も实际上不十分であったといわざるを得ない。これは条例第18条第4項や第60条が目的とする趣旨にももとることとなり、保有個人情報にかかる個人の権利保護が手続上十分になされたということがない。そして、本件については、これらの事務が適切に行われれば、審査請求人が期間内に審査請求をすることができたというものである。

このような事情に、実施機関が本件審査請求を受理しその後の手続を進めることを容認している事実を合わせて考慮すると、本件では、審査請求期間の経過につき、行審法の「正当な理由」に相当する事情があるものと認めるのが相当である。

よって、審査請求期間の経過を理由として本件審査請求が不適法ということはできない。

(2) 原請求が審査請求人の子である本件本人の保有個人情報の開示を求めている点について

ア 本件個人情報は、おおむね審査請求人以外の個人である本件本人に関する情報にあたる。すると、条例第19条第2号によれば、それらはすべて開示しないこととなる。

ところで、一件記録及び実施機関から聞きとった事実によれば、本件本人は、成人であるが重度知的障害にあり、事理を認識し判断する能力に欠ける常況にあって、保有個人情報開示請求を行う能力に欠けている可能性が高く、合わせて、

本件本人は同請求を他の者に委任する判断能力にも欠けていることが推認される。審査請求人は本件本人がそのような状態にあるところから、本件本人に代わって自ら原請求を行ったものと考えられる(但し、この場合審査請求人は本件本人から委任を受けていないので代理人とはいえない)。

イ このような事案において、条例は、直接的には、他の者による個人情報開示請求を認める規定を設けておらず、本人個人の情報の扱いにかかる保護を徹底しているものと理解される。

しかし、本件については、次のような事実が認められ、これに照らすと審査請求人による原請求を認めることは合理性を欠くことができる。

すなわち、本件本人にかかる日常の生活就中生活上の様々な選択、判断、処理は全面的に母である審査請求人の庇護の下で行われており、審査請求人は本件本人と実質的には一体的な地位にあることができる。そして、本件不開示部分の内容に照らすと審査請求人が本件開示によって本件本人の個人情報を知ることにより、本件本人の権利利益が損われる事情は見当たらず、むしろ審査請求人の原請求を認めずまったく開示されないことの方が、本件本人の個人情報保護の権利を害するおそれがあるというべきである。

これらを勘案して、原請求は、条例第21条に定める個人の権利利益を保護するため特に必要があるものと認め、同条の類推適用により、審査請求人が自己を本人とする本件本人の個人情報の開示を請求するものとして適法なものと認めることが相当と判断する。

(3) 以上の次第により、本件審査請求は不適法とはいえないものと認め、以下、原処分の妥当性の判断を行う。

### 3 本件にかかる実施機関の事務と本件個人情報について

(1) 本件本人は知的障害者であり、障害者福祉施設（本件の場合は、本件本人が入居しているグループホーム及び通所している生活介護事業所であり、以下「本件施設」という。）を利用しておられ、本件施設の設備及び運営に関する監視、監督は神奈川県が行っている。実施機関は、市内の知的障害者又はその介護を行う者に対し、その福祉に関する情報の把握、必要な調査及び指導等の更生援護の業務を行っている。

(2) 実施機関は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律等に基づいて、障害者福祉施設従事者等による障害者に対する虐待事案への対応を行う。その事務の内容は、虐待を発見した者や障害者福祉施設等の利用者からの通報等がなされた場合に受付記録を作成し、コアメンバー会議にて通報等内容を共有し調査などの対応方針を決定の上、利用者の安全確認や事実確認を実施し虐待事実の認定を経て、事業者への監督等の実施や一定の場合の県への報告に至るというものである。

本件個人情報は、いずれもこの事務事業において作成、保管されたものであり、次の文書から構成されている。(以下、文書①、②…などと表示する。)

- ① 通報受付票は、虐待を発見した者や障害者福祉施設等の利用者からの通報等がなされた場合にその通報等の内容の記録として作成されたものであり、同文書には審査請求人からの電話による通報記録が含まれている。
- ② 第2回コアメンバー会議資料は、事実確認の経緯や結果、虐待事実の認定のための評価などの記録として作成されたものであり、同文書には関係者との間の電話通話記録(全3頁のもの)が含まれている。
- ③ 事実確認調査票は関係者からの聴取内容の記録として作成されたものである。
- ④ コアメンバー会議検討資料は、虐待事実の認定について検討した内容を記録するため作成されたものであり、同文書には関係者との間の電話通話記録(全4頁のもの)が含まれている。

#### 4 審査請求の範囲について

原処分では、不開示部分の概要として3項目の部分をあげており、これに対し審査請求は、原処分の項目の振り分けに従って、そのうちの「1開示請求者を除く当該施設職員の個人情報」の部分を除き「2当該施設職員等からの聞き取り内容及び聞き取りを実施した市側の聞き取り内容に対する主観的評価に係る部分」と「3開示請求者からの聞き取り内容の一部」の部分を不服の対象としている。しかるところ、原処分における3項目の各部分が、それぞれ本件不開示部分のうちのどれに当たるか明確にされておらず、また審査請求の対象も本件不開示部分のうちどの部分とするのか必ずしも明確ではない。

そこで当審査会は、本件不開示部分のうち明らかに審査請求人が不服としていないと認められる部分のみを除いて、その余の部分を審査の対象とする。

#### 5 条例19条2号の該当性について

- (1) 本件不開示部分のうち、本件施設の職員の氏名等の個人情報は審査請求の対象とされていないから、文書①の審査請求人からの電話による通報記録及び文書②と同④のそれぞれの関係者との間の電話通話記録中の審査請求人との間の記録(以下、以上を審査請求人通話記録部分という)を除いたその余の不開示部分中、当該施設職員の氏名の不開示部分は、明らかに審査の対象ではない。

また、上記不開示部分のうち、施設職員の氏名以外の年齢、性別、職業上の地位、資格、所属等の属性等を示す情報は、他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報にあたる。また、施設職員以外の関係者の氏名、属性等に関する記載も審査請求人以外の特定の個人が識別若しくは識別し得る情報にあたる。

従って、いずれの情報も条例19条2号本文に該当する。また、これらの情報は同条同号但書きのアからエまでのいずれにもあたらない。

- (2) 審査請求人は、審査請求人からの聞き取り内容の記録の開示を求めており、審査

請求人通話記録部分は、その記録にあたる。

そこで、審査請求人通話記録部分中の審査請求人以外の個人にかかる情報の不開示の当否を検討すると、同部分はいずれも個人の氏名又は特定の個人を識別し得る情報であり、条例第19条第2号本文に該当する。

もっとも、そのうち、別表に示す部分は、地方公務員の所属、地位、氏名を示す記載であって、このうち地方公務員の氏名については、慣行として開示請求者が知ることができる情報として条例第19条第2号ただし書アに該当し、地方公務員の所属、地位については職務の執行上の情報であるから、条例第19条第2号ただし書工に該当するため、開示が義務づけられる情報に当たる。但し、これにつき実施機関は、別に条例第19条第5号に該当すると主張するものと認められるので、次項において合わせて検討する。

## 6 条例第19条5号の該当性について

(1) 文書③の不開示部分は、施設職員から本件虐待事案の調査のため関係する事実関係を聴き取った内容及びそれを整理した記録であり、これらの聴取において、その対象者にはその内容について審査請求人を含め他の第三者には開示されないことを前提として聴取を行ったものと推認される。

また、文書④のうち関係者との間の電話通話記録中の不開示部分は、関係者との間で本件虐待事案の調査のための情報、意見の交換や調査手順の打合せ等に関するものであり、虐待の有無の認定に向けて、認定に関与する関係者の間で行われたその時点での認識に基づいた忌憚のない通話内容が記録されている。

従って、これらの部分が開示されると、審査請求人や同人の関係者に誤解や不審が生じ、虐待の有無の認定に関与した関係者への追及が行われたり、虐待の有無の認定結果に対する信頼が損なわれるおそれがある。

そうすると上記不開示部分の開示は虐待事案の調査・認定事務の公正又は円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあり、条例第19条第5号に該当する。

(2) しかし、上記不開示部分のうち、別表に示す県職員の氏名等の情報については、県も、本件虐待事案の対応する事務に関与する立場にあり、その職員が実施機関と電話によって連絡をとった事実が開示されても、直ちにその事務に支障が生ずるものと認めるることはできない。

従って、同部分については、他に開示義務がないと認められる理由もなく、開示すべきである。

## 7 結論

以上のとおりであるから、実施機関が、審査請求人からの保有個人情報開示請求に対して一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

## 第5 審査の経過

令和5年5月 9日 諮問

令和5年 5月 15日 第1回審議

令和5年 6月 30日 第2回審議

令和5年 9月 29日 第3回審議

令和5年 11月 24日 第4回審議

別表

1 関係者との間の電話記録全3頁のもののうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名	該当箇所
2頁目	「4/14 14:25 追記」から始まる項の部分の2行目の不開示部分
同上	「4/14 16:35 追記」から始まる項の部分の2行目の不開示部分

2 関係者との間の電話記録全4頁のもののうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名	該当箇所
2頁目	「4/14 14:25 追記」から始まる項の部分の2行目の不開示部分
同上	「4/14 16:35 追記」から始まる項の部分の2行目の不開示部分
3頁目	「4/26 17:00」から始まる項の部分の1行目の不開示部分
同上	「5/10 14:40」から始まる項の部分の1行目の不開示部分

